



コロナ騒動の中、現在、弊所も台湾特許庁も通常の通り通常業務を続けておりますので、どうかご休心くださいますようお願い申し上げます。皆さま方もくれぐれもご自愛のほどお願い申し上げます。

## TIPLO News

2021年1月号(J257)

このニュースレターは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースレターだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト [www.tiplo.com.tw](http://www.tiplo.com.tw) もぜひご活用ください。

### 今月のトピックス

- 01 「スタートアップ企業のためのポジティブ特許審査パイロットプログラム」が2021年1月5日から始動
- 02 義隆電子が中国の匯頂科技をタッチコントローラ関連特許侵害で提訴
- 03 經濟部が「大陸地区での投資又は技術提携に係る許可弁法」を改正

### 台湾知的財産権関連判決例

#### 01 商標権関連

ポケモンのオートキャッチ模倣品をネットオクで販売、判決で任天堂への賠償金は商標権侵害品小売単価の600倍に

## 今月のトピックス

J201224Y1

J201204Y1

### 01 「スタートアップ企業のためのポジティブ特許審査パイロットプログラム」が2021年1月5日から始動

知的財産局が「スタートアップ企業のためのポジティブ特許審査パイロットプログラム」を策定、公布した。これはスタートアップ企業のニーズに応じてデザインされたもので、優先審査と知的財産局主導のポジティブ面接を主な特徴としており、(審査官が)面接時に出願案件の拒絶理由を説明するとともに、出願案件の状況に応じて補正の示唆を示すことにより、審査時間を短縮する。

スタートアップ企業が優先審査を必要として行った特許出願であって、審査を経て適用要件を満たしている場合、出願に拒絶理由があるものについては、知的財産局が自発的に出願後1ヵ月以内に面接資料を出願人に提供するとともに、ポジティブ面接の時間を決め、(面接において)審査官が出願案件の状況に応じて補正の示唆を示す。出願人が指定された期間内に応答又は補正を提出した場合は、原則的に書類の受理後1ヵ月以内に審査結果の通知を出す。スタートアップ企業がこれプログラムを使えば、4ヵ月以内に特許を取得するチャンスがあることになる。

当プログラムの申請には別途費用がかからず、面接料も必要なく、電子出願方式を採用し、かつ本年度の試行件数を30件としている。2021年1月5日から受け付ける。これに関する情報は知的財産局サイトに掲載されている。(2020年12月)

J201224Y1

### 02 義隆電子が中国の匯頂科技をタッチコントローラ関連特許侵害で提訴

タッチコントローラ IC 大手の義隆電子股份有限公司(ELAN Microelectronics Corporation、以下「義隆電子」)は2020年12月23日付けの発表において、深圳市匯頂科技股份有限公司(Shenzhen Goodix Technology Co., Ltd.、以下「匯頂科技」)並びに紹宏科技股份有限公司(Shouhon Technology Co.,Ltd、以下「紹宏科技」)に対する訴状を知的財産裁判所に提出し、匯頂公司の製造販売するタッチスクリーン向けタッチコントローラが義隆電子の所有する第I556033号特許の権利範囲に含まれ、同社の特許権を侵害していると主張し、株主の権益と同社の知的財産権を守るために、特許侵害訴訟を提起したとしている。義隆電子は裁判所に対して匯頂科技と紹宏科技による特許権侵害行為の排除及び停止を請求するとともに、損害賠償を請求しており、裁判所では審理が行われている。

義隆電子は2020年12月初めに北京知的財産権裁判所に対して匯頂科技と北京星意通達科技有限公司(Beijing Xingyi Tongda Technology Co)が権利を侵害したとして訴訟を提起し、匯頂科技に2,500万人民元の賠償を請求している。義隆電子によると、同社は業界に先駆けてタッチパネル向けタッチコントローラ IC の封止構造に係る技術を開発しており、この技術はタッチスクリーンフレームのスリム化に対して最適なソリューションを提供でき、各種モバイル電子デバイスに幅広く応用できるという。さらに義隆電子は、長年にわたりタッチコントローラ技術分野を開拓しており、すでに前後して米国、日本、中国、台湾等の地域でタッチコントローラ技術に係る特許権数百件を取得しているため、特許権を侵害している可能性がある行為に対しては積極的に自社の知的財産権を守っていくと強調している。(2020年12月)

**03 経済部が「大陸地区での投資又は技術提携に係る許可弁法」を改正**

わが国の専門技術又は知的財産権を（中国）大陸地区の人民に譲渡することによる技術流出のリスクを回避するため、経済部はわが国の産業発展が損なわれないように2020年12月30日付けで「大陸地区での投資又は技術提携に係る許可弁法」第5条を改正し、特定技術の売買を技術提携の態様に組み入れ、事前申請を義務付けるようにすることを公布した。その改正の重点は次のとおりである。

- 一、技術提携の様態を拡大：専門技術又は知的財産権の譲渡又は使用許諾はいずれも技術提携の態様であることを規定している。
- 二、直接的及び間接的な技術提携をいずれも管理対象とする：台湾地区人民が先に専門技術又は知的財産権を第三の国・地域の企業に譲渡又は移転し、その後第三の国・地域の企業を通じて大陸地区の企業に譲渡又は移転して規制の網から逃れることを回避するため、予告期間の意見を参考として、直接的又は間接的な譲渡又は使用許諾の行為をいずれも管理対象とすることを規定している。
- 三、技術の管理範囲を確定する：経済部は予告時に「集積回路配置設計権」を管理対象に入れることを計画していたが、産業界における新興の知的財産権は日進月歩であり、しかも「集積回路配置設計権」はすでに「専門技術」でカバーされているため、行政院で審査された結果、大陸地区で「専門技術、専利権、商標権又は著作財産権」の技術提携に従事するものを、管理の対象とすることが決定された。

さらに、技術提携案件は実務上、いずれも事前に申請を提出する必要がある、しかもその審査手続きは投資の審査とは異なることを考慮して、投資案件の処理手続きと区別するために、経済部は同時に「大陸地区での投資又は技術提携に係る審査原則」の第四点を改訂し、第二項において、台湾地区人民が大陸地区での技術提携を申請する場合についての主務機関による審査体制を追加した。（2020年12月）

**台湾知的財産権関連判決例****01 商標権関連****■ 判決分類：商標権**

**1 ポケモンのオートキャッチ模倣品をネットオークで販売、判決で任天堂への賠償金は商標権侵害品小売単価の600倍に**

**■ ハイライト**

周〇〇は2018年8月末から2019年3月までの間にネットオークションサイトで「Pokemon GO Plus」のオートキャッチ、包装ケース、携帯ストラップを1点あたり550～628新台湾ドルで販売していた。任天堂は2018年12月にネットで模倣品調査パトロールをしていたときに、周〇〇の販売する商品に異常があることを察知し、オークションに参加して購入した。調べたところ、模倣品であることが確定したため、通報した。合議法廷は、周〇〇が摘発された商標権侵害に係る商品は合計307点で、小売単価が550新台湾ドルであったことから、その商品が侵害している商標権は4件であること、販売期間が約半年にわたり摘発（時に押収）された商品及び（摘発前に）直接販売された商品（即ち「本件の摘発した商品」）の数量は約300点であったこと、小売単価が550新台湾ドルであったこと、犯行後に犯行を否認しており、これまで任天堂と和解していないこと等の一切の情状を斟酌して、周〇〇は賠償責任を負うべきであり、摘発された商標権侵害に係る商品の小売単価の600倍が妥当であると認めた。計算すると、合議法廷が判定した周〇〇の賠償額は33万新台湾ドル（550新台湾ドル×600倍＝33万新台湾ドル）であり、本件（判決）は確定した。

## II 判決内容の要約

知的財産裁判所刑事付帯民事訴訟判決

【裁判番号】109年附民字第1号

【裁判期日】2020年2月27日

【裁判事由】商標法違反

原告 任天堂株式会社 (Nintendo Co., Ltd.)

被告 周○○

上記原告は被告の商標法違反事件（当裁判所108年度刑智上易字第88号）に基づき、付帯民事訴訟を提起し、損害賠償を求め、当裁判所は次のとおり判決する。

主文

被告は原告に対して賠償金33万新台幣ドル及び2020年1月17日から支払い済みまで年5部の割合による金員を支払え。

原告の他の訴えを棄却する。

### 一 両方当事者の請求内容

- (一) 原告の請求：被告は原告に対して賠償金1,244,100新台幣ドル及び訴状副本送達の日から支払い済みまで年5部の割合による金員を支払え。
- (二) 被告の請求：原告の訴えを棄却する。

### 二 理由

- (一) 商標法第69条第3項に「商標権者は、故意又は過失によりその商標権を侵害されたときに、損害賠償を請求することができる。」、同法第71条第1項第3号に「商標権者が損害賠償を請求するとき、次に掲げる各号のいずれかの方法により、その損害を計算することができる。3.摘発した商標権侵害に係る商品の小売単価の1500倍以下の金額。但し、摘発した商品が1500個を超える場合は、その総額を賠償額とする。」と規定されている。原告が上記規定に基づき、被告に損害賠償を請求することには根拠がある。
- (二) 本件刑事判決では、被告が摘発前にすでに販売したオートキャッチは216点で、1点あたりの価格は550新台幣ドルであり、その後被告が警察に摘発された際、販売されていなかったため押収されたオートキャッチは91点及び空箱14個であったが、そのうちオートキャッチの包装外箱は商品の外包装であり、独立して販売する商品ではないため、摘発した個数はオートキャッチの数量で計算すべきであると認められた。被告はその所持数量も計算できない云々と主張したが、調べたところ、被告が商標権侵害に係る商品を販売、陳列、所持しており、いずれも商標法第97条の商標権侵害の行為に該当し、その間には高度の行為（重い罪）と低度の行為（軽い罪）の関係しか存在しないため、商標権侵害に係る商品を、販売を目的として所持、陳列する低度の行為は、販売する高度の行為に吸収されるべきであり、さらに論罪しないにすぎず、被告がすでに販売した商品か、まだ販売しておらず押収された商品かに拘わらず、いずれも「本件の摘発した商品」であり、被告の主張は採用するに足りない。さらに、付表の番号3に記載されている「PIKACHU」携帯電話ストラップ188点については、刑事判決において、被告がそれらの商品を販売したことを証明できないと認定されているが、この部分の行為は被告が付表番号1、2の商品を販売した行為とは包括一罪の関係にあるため、別途無罪を告知せず、よって付表番号3に記載の商品は損害賠償の計算の基礎には入れない。まとめると、被告が摘発された商標権侵害に係る商品の数量が307点（ $216+91=307$ ）であり、1点あたりの小売単価は550新台幣ドルであった。当裁判所は、被告の侵害した商標権は4件であること、販売期間が約半年にわたり摘発（時に押収）された商品及び（摘発前に）直接販売された商品（即ち「本件の摘発した商品」）の数量は約300点であったこと、小売単価が550新台幣ドルであったこと、犯行後に犯行を否認して、これまで任天堂と和解していないこと等の一切の情状を斟酌して、被告が追うべき賠償責任は、摘発した商標権侵害に係る商品の

小売単価の600倍が妥当であると認められるため、被告が賠償すべき金額は330,000新台湾ドル（550新台湾ドル×600倍=330,000新台湾ドル）であり、原告が被告に対して上記の範囲内で賠償責任を負うように請求することには理由があり、これを越える範囲は妥当ではない。原告は、被告が侵害した商標権の件数は6件であるため、6で乗じるべきである云々と主張している。但し調べたところ、付表番号3の商品は刑事判決において侵害を構成しないと認定されているため、付表番号3に示される商標は計算に入れず、また係争オートキャッチと空箱には4件の商標図案が標示されているものの、商品の販売価格は単一であり、多くの商標図案を標示しているから販売価格が高くなるというわけではなく、しかも当裁判所は商標法第71条第1項第3号の摘発した商標権侵害に係る商品の小売単価の倍数について情状を斟酌して決定するときに、すでに商標権侵害の件数を考慮に入れており、さらに商標の件数である6を乗じるべきであるという原告の主張は採用するに足りない。

- (三) 以上をまとめると、原告は商標法第69条第3項、第71条第1項第3号規定に基づき、被告に原告に対して33万新台湾ドル及び訴状副本送達の日、即ち2010年1月17日から支払い済みまで年5部の割合による金員を支払うよう求めることには理由があり、許可すべきである。これを越える範囲の請求には理由がなく、棄却する。
- (四) 以上の次第で、本件原告の請求は一部に理由があり、一部に理由がなく、智慧財産案件審理法（知的財産案件審理法）第1条、第27条第2項、刑事訴訟法第502条に基づいて、主文の通り判決する。

2020年2月27日

知的財産裁判所第二法廷

裁判長 汪漢卿

裁判官 曾啟謀

裁判官 彭洪英

TIPLo  
Attorneys-at-Law

**TIPLo**  
Attorneys-at-Law  
Since 1965

台灣國際專利法律事務所

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: [tiplo@tiplo.com.tw](mailto:tiplo@tiplo.com.tw)

Website: [www.tiplo.com.tw](http://www.tiplo.com.tw)

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供: TIPLo Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所

© 2021 TIPLo, All Rights Reserved.